

令和六年三月射水市議会定例会

市長提案理由説明要旨

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	一
一 予算編成の基本方針について・・・・・・・・	六
二 歳出予算の概要・・・・・・・・	八
三 歳入予算の概要・・・・・・・・	二九
四 その他の案件・・・・・・・・	三〇

令和六年三月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました令和六年度予算案及びその他の議案について、その概要を申し上げ、あわせて、市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

はじめに

去る一月一日に発生した「令和六年能登半島地震」では、石川県能登地方で最大震度七が観測され、本市におきましても震度五強という、これまでに経験したことのない大きな揺れを観測しました。

誰もが新しい年を寿ぎ、穏やかに過ごしていた元日を突然襲った大地震により、震源地の能登地方では、多くの尊い命が失われるとともに、海底の隆起や津波による浸水被害、ライフラインの損傷、建物の倒壊など甚大な被害に見舞われました。

本市におきましても四名の方が負傷され、また、市内各所において液状化や道路陥没、土砂崩れのほか、家屋の損壊やブロック塀の倒壊など多くの被害が発生しました。

この震災により亡くなられた全ての方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

本市では、地震発生及び津波警報発表後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、情報収集に努めるとともに、市民の皆様の安全確保を最優先に避難所の開設や危険箇所の通行止めなどの初動対応に全庁を挙げて取り組みました。

その後、被害を受けた公共インフラの復旧作業をはじめ、被災された方々への住宅に関する相談対応や被災建築物の応急危険度判定を実施し、必要な方々には市営住宅の提供などを行いました。

さらには、災害廃棄物の処理に関する支援やブロック塀の撤去補助、加えて、被災者の生活再建を目的に住宅の被害程度を判定する罹災証明に係る業務など、各種支援対策に取り組んできたところであります。

こうした状況から、緊急対応を要する公共施設の復旧修繕や道路の応急復旧、災害廃棄物の搬出・処分費用に係る補正予算を一月十五日付けで専決処分し、今定例会に報告しております。

また、被災された方々への支援や被災家屋等の公費解体費用並びに道路、公園施設及び公共施設等の復旧工事を迅速かつ機動的に実施するため、今定例会に災害関連分として補正予算案を提出しております。

地震発生後一か月が経過した二月一日には、災害への応急的な対策が概ね完了したことが

ら、これまでの災害対策本部を被災者支援・災害復興本部に切り替え、市民の皆様が一日も早く日常を取り戻し、将来に向けて進んでいけるよう全力で取り組んでいるところであります。

今回の地震に伴う災害対応に当たりましては、地域振興会や自治会・町内会の皆様には、地元の避難所運営や災害廃棄物の除去など、共助によるご協力をいただくとともに、企業や団体の皆様からは資機材、食料品等の物資並びに多くの支援金など、大変温かいご支援・ご協力をいただいております。

また、総務省の応急対策職員派遣制度により、青森県及び同県内の二十六市町村から、二週間余りの期間にわたって六十三名の職員の方々を派遣いただくとともに、本市と災害時応援協定を締結している長野県千曲市、東京都荒川区及び愛知県稲沢市、さらには、県及び県内市町からも職員を派遣していただき、罹災証明に係る家屋調査等に携わっていただいたところであります。

ご支援・ご協力を賜りました全ての方々に、改めまして深く感謝を申し上げます。

市では、今回の経験を踏まえ、情報伝達や避難実態等に係る調査・検証を行う費用を新年度予算に計上しており、課題を整理し各種の防災マニュアルの見直しを行うなど、今後の災害対応をより強固なものとしてまいります。

また、こうした大きな地震を経験した今、これまで以上に市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、日頃からの防災対策やハザードマップの周知等に努めるとともに、総合防災訓練の実施や防災講演会の開催、地区防災計画の作成促進並びに防災士の養成に取り組み、地域防災力の更なる向上を図ってまいります。

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した二月の月例経済報告によりますと、景気の先行きにつきましては、引き続き、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待されるが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

こうした中、国におきましては、新しい資本主義の取組を加速させるため、昨年十一月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」及びその裏付けとなる令和五年度補正予算を迅速かつ着実に執行するとともに、令和六年度予算及び関連法案の早期成立に努めるとしております。

また、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」に基づき、能登半島地震の被災

者の生活、なりわいの再建をはじめ、被災地の復旧・復興に至るまで、予備費を活用し切れ目なく対応するとしております。

次に、地方創生の推進について申し上げます。

本市では、喫緊の課題である人口減少の克服に向け、移住定住の促進や関係人口の創出に取り組むなど、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策を着実に推進し、誰もが個性や能力を十分に発揮でき、生き生きと暮らせる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指してまいります。

また、新年度には、国立社会保障・人口問題研究所が公表する将来推計人口に基づく新たな人口ビジョン及び次期総合戦略の策定に着手いたします。総合戦略の策定に当たりましては、人口減少のスピードを少しでも緩やかにし目標人口を達成するため、子育て支援の更なる充実を図るとともに、デジタル技術の進展をはじめとする社会情勢等の変化を的確に捉えながら、時代の趨勢に合った新たな施策を検討してまいります。

広域的な地方創生の取組につきましては、呉西六市において第二期とやま呉西圏域都市圏ビジョンを着実に推進するため、新年度予算においては、二十四事業、一億一千七百五十五

万六千円を計上しております。引き続き、連携中枢都市としての責任をしつかりと果たしつつ、圏域のメリットを生かしながら、効率的かつ効果的に連携事業を展開し、圏域全体の経済成長や魅力向上に努めてまいります。

一 予算編成の基本方針について

次に、令和六年度予算編成の基本方針について申し上げます。

まず、国の令和六年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中で、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和五年度を上回る額を確保するとしております。

こうした中、本市における令和六年度の財政状況につきましては、歳入面では、普通交付税において、子ども・子育て政策に係る費目が新たに創設されるなど、一般財源総額では前年度を上回るものと見込まれる一方、歳出面では、高齢化等に伴う社会保障関係費の増嵩や衛生センター基幹的設備改良事業等の大型事業の実施を予定しているほか、物価高騰があらゆる事業に影響を及ぼし、歳出総額を大きく押し上げる状況にあり、引き続き厳しい財政運

営となることが見込まれております。

こうした状況を踏まえ、令和六年度の予算編成では、事業の選択と集中を行い、限られた財源が真に必要な施策に適切に配分されるよう努めるとともに、予算の特別枠を設け、子ども・子育て支援、DX（デジタルトランスフォーメーション）及びGX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進、防災・減災対策を喫緊の重要課題と捉え、予算の重点配分を行ったところであります。

加えて、能登半島地震からの災害復旧・復興につきましては、被災者支援や公共インフラの復旧など最優先で取り組む必要があり、令和五年度三月補正予算と一体的な編成とし、迅速かつ重点的に取り組むこととしております。

この結果、令和六年度の予算規模は、

一般会計においては、四百十億九千二百万円

対前年度比七・一パーセント増となり、

能登半島地震関連の予算を除く通常ベースでは、

対前年度比五・五パーセント増となりました。

また、特別会計については、全体で三百五十八億一千七百四十五万八千円

対前年度比二・〇パーセント増となり、
総額としては、七百六十九億九百四十五万八千円
対前年度比四・七パーセント増となりました。

令和六年度は、第三次総合計画の前期実施計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、新たな取組への積極果敢なチャレンジや質の高い市民サービスを提供し、幅広い世代、特に未来世代に選ばれる持続可能で魅力あるまちづくりを加速させてまいります。

さらには、子どもが夢や希望を持って成長できる環境づくり、関係人口の創出や市民一人ひとりが幸せや豊かさを実感することができるウェルビーイングにつながるまちづくりを展開し、市民生活の満足度を高め、本市の一層の成長につなげてまいります。

二 歳出予算の概要

次に、第三次総合計画における七つのまちづくりの基本方針ごとに、令和六年度予算における主要な事業の概要について、ご説明を申し上げます。

第一部「新しい命 育む未来」

まず、「新しい命 育む未来」について申し上げます。

妊娠期から切れ目のない支援の充実につきましては、引き続き、出生祝いクーポン券交付事業や出産・子育て応援給付金事業をはじめ、本年十月から予定されている児童手当の拡充等により、子育て世帯への経済的な負担軽減を図るとともに、一歳半になる幼児を対象にオリジナルの絵本を贈呈する「世界に一つだけの絵本」事業を新たに実施するなど、子どもが健やかで心豊かに成長できるよう支援してまいります。

多様な保育サービス・子育て支援の充実につきましては、市内の保育施設に従事する保育士等の世帯に係る三歳未満児の保育料を全額助成するママパパ保育士職場復帰応援事業を新たに実施し、保育人材の確保に努め、多様な保育ニーズや保育サービスの拡充等に対応してまいります。

専門的な相談支援の充実につきましては、児童福祉と母子保健の機能の垣根を無くし、全

ての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を新年
度から設置いたします。子ども家庭支援員等の専門員を配置し、妊娠時から出産・子育てま
での伴走型相談支援を行うとともに、ヤングケアラーやひとり親世帯等の家庭への訪問など、
アウトリーチ支援の充実を図り、子どもの成長に寄り添い支える体制を強化してまいります。

教育の振興につきましては、第二期教育振興基本計画に基づき、将来を担う子どもをはじ
め、市民一人ひとりが、それぞれの個性や価値観を尊重し、違いを認め合い、自分らしい「し
あわせ」を実感できる教育を目指し、学校教育、生涯学習、スポーツ等の各種施策を推進し
てまいります。

確かな学力の定着につきましては、実践的な英語力・コミュニケーション能力の育成を目
的として、小学校高学年及び中学生を対象に外国人講師等との英会話中心の共同生活・学習
活動を体験するイングリッシュキャンプ事業を実施してまいります。

豊かな心と健やかな体の育成につきましては、教室に入りづらさを感じている児童生徒が
学校内の落ち着いた空間の中で継続的な相談や学習支援を受けることができるよう、新たに

「校内教育支援センター」を小・中学校の五校に設置してまいります。

教育環境の整備につきましては、引き続き、国の交付金を活用して大門中学校のグラウンド改修事業に取り組むとともに、片口小学校のプール改築及び新湊南部中学校空調設備改修事業について、先般、国の令和五年度補正予算により学校環境改善交付金の内示を受けたことから、より有利な財源を活用しながら、事業を前倒して実施してまいります。

放生津小学校と新湊小学校の新設統合につきましては、昨年七月から統合準備会を開催し、必要事項について協議を重ねているところであります。引き続き、令和七年四月の統合に向けて協議を進めるとともに、暫定校舎として使用する放生津小学校の教室等の改修工事を実施するなど、児童の受入体制を進めてまいります。

信頼される教育の推進につきましては、保護者や地域住民の方々が学校運営に参画する学校運営協議会を設置し、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールを全小・中学校に導入してまいります。加えて、地域学校協働活動を担う学校支援コーディネーターを新たに配置し、地域の力を学校運営に生かしながら、地域とともにある学

校づくりを推進してまいります。

また、奨学資金による学生への支援につきましては、昨今の物価高騰を踏まえ、介護福祉士及び保育士奨学資金を含め貸与額の上限を増額するとともに、一般奨学資金の貸与を受けた方が、就業時に本市に定住し、かつ市内に本社等を有する企業に勤務された場合に奨学資金の返還を免除する制度を創設し、定住促進並びに市内企業の人材確保に取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、第二次スポーツ推進計画に基づき、スポーツ関係団体をはじめ、学校、企業、地域等と連携・協働しながら、スポーツを主体的に楽しむことができる環境づくりを推進してまいります。

また、民間事業者等を対象に実施いたしました主要体育館の再編に係る対話型市場調査の結果について今定例会に報告しており、頂いた意見を参考にしつつ、利用者のニーズやスポーツを取り巻く環境の変化を捉えながら、引き続き民間活力の導入による施設の再編整備について検討を進めてまいります。

第二部 「元氣な産業 多彩な仕事」

次に、「元気な産業 多彩な仕事」について申し上げます。

商工業の振興につきましたは、昨今の社会経済環境の変化を踏まえ、中小企業や小規模企業の振興を図るため、具体的な施策を新たに定めた第三次中小企業振興計画を今定例会にお示ししており、引き続き中小企業等の企業活動を総合的かつ計画的に支援してまいります。

また、能登半島地震により被害を受けた企業の再建・事業継続への支援に国・県と連携して取り組んでまいります。

農林水産業につきましたは、能登半島地震により、水産業では、漁港をはじめ周辺の水産業関係施設が大きく損傷したことに加え、海底地形の変化や漁具等が被害を受け操業に大きな影響が生じております。また、農業におきましても農道や用排水路等が多数損傷しており、春からの農作業への影響が懸念されているところであります。

市といたしましては、国や県と連携を図りながら、一次産業を支える生産基盤の復旧をしっかりと後押しするとともに、一日も早く安心して農林水産業が営めるよう復興支援に取り組んでまいります。

大門コミュニティセンター及び大門農村環境改善センターにつきましては、民間活力の導入による施設の運営継続に向け、先般、公募型プロポーザルにより優先交渉権者が決定したことから、新年度から施設を無償貸付し運営を引き継ぐため、今定例会に関連する条例議案等を提出しております。

企業誘致の推進につきましては、昨年四月に分譲を開始した沖塚原企業団地において、既に三者と土地売買契約を締結し、また、複数の企業との間で契約締結に向けた協議を行っているところであります。引き続き、工場適地への企業誘致に取り組むとともに、市内企業の事業拡大に対して支援してまいります。

女性活躍の推進につきましては、女性の地域コミュニティや地域活動への参加を後押しする女性活躍推進セミナーのほか、働く女性のスキルアップや異業種間の交流を目的としたいみずキャリアステップ応援塾を開催するとともに、再就職を目指す女性の国家資格等の取得経費の補助を行うなど、引き続き、女性が個性と能力を十分に発揮しあらゆる分野で活躍できる環境づくりを推進してまいります。

第三部 「住みたい 住み続けたい」

次に、「住みたい 住み続けたい」について申し上げます。

道路網の整備につきましては、能登半島地震による災害復旧を最優先に対応しつつ、引き続き、国の交付金を活用して地域連携道路となる市道三ヶ三四号線、大門針原線及び朴木赤井線の整備に取り組むほか、市道新設改良や維持補修並びに橋梁の耐震化・長寿命化など、市民生活に密着した道路・橋梁の整備を計画的に進めてまいります。

上下水道の充実につきましては、能登半島地震によつて、水道・下水道ともに生活に欠かせない重要なインフラであることを改めて認識したところであり、この教訓を生かし、より一層の災害対策と強靱な施設の構築に努めてまいります。

上水道につきましては、水道事業ビジョンに掲げる「未来へつなぐ安全安心の水道」の実現に向けて、引き続き、老朽化した管路の更新を積極的に実施し耐震化を推進してまいります。

また、持続可能な事業運営基盤の確立に向け、二期目となる水道事業包括業務委託や上下

水道料金システムのクラウド化を安定的に稼働させるとともに、水道事業ビジョンの見直しに着手し、事業運営の効率化に努めてまいります。

下水道につきましましては、現在、能登半島地震による管路等の被害調査を実施しているところであり、調査を踏まえ、迅速な復旧に努めてまいります。

また、引き続き、下水道ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査と管路等の改築事業を推進し、下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図るほか、農業集落排水処理施設の流域下水道への接続、統廃合による広域化・共同化に向けた計画変更の手続きを進め、既存施設の更新や維持管理に係るコスト低減を図ってまいります。あわせて、下水道事業ビジョンの見直しに着手し、経営の健全化に努めてまいります。

公共交通網の整備につきましては、昨年、本市の南東エリアにおいて実証運行を行いました。A I オンデマンドバス「のるーと射水」の本格運行を来る三月二十五日から開始するとともに、他のエリアへの拡大に向けた実証運行を実施してまいります。

加えて、コミュニティバスの路線等の見直しを行うなど、引き続き持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向け取り組んでまいります。

公園整備の推進につきましては、公募設置管理制度（パークPFI）を活用して整備を進めてまいりました本開発公園及び屋内遊具場を本年四月に供用開始いたします。多様な世代が集う賑わい創出の拠点として、多くの方々に親しまれる公園となることを期待しております。

また、今定例会に緑の基本計画をお示ししており、地域のニーズや特性に応じて、緑化の保全や公園の利用促進、都市機能の強化など、緑の多面的な機能を生かした総合的な施策や取組を進めてまいります。

防災・減災、国土強靱化の推進につきましては、木造住宅耐震改修等支援事業において、新たに補強設計を補助対象に加えるとともに、能登半島地震を踏まえ、制度の拡充や予算額を増額し、住宅の耐震化の一層の促進を図ってまいります。

また、昨年七月の大雨による浸水被害を踏まえ、県が主催する「ダム等に関する情報提供のあり方検討会」において、本市を含む関係機関が連携し、適切な避難情報の発信に向けた協議を行っており、今年度末までに和田川ダムに係る改善策について取りまとめられる予定となっております。

雨水対策事業の推進につきましては、近年頻発する豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水管理総合計画に基づき、引き続き、作道地区、小島地区及び堀岡地区等において整備を進めるとともに、その他の地域においても計画的に浸水対策に取り組んでまいります。

また、局所的な豪雨などにより下水道や排水路が氾濫した場合に備え、地域の住民の方々が円滑に避難できるよう、引き続き市内全域を対象とする内水ハザードマップの作成に取り組んでまいります。

消防・救急体制の強化につきましては、昨年一月から十二月までの火災発生件数は対前年比五件増の十六件で、二年連続で増加していることから、事業所への査察や住宅防火診断等を強化し火災予防に努めてまいります。

また、救急出動件数につきましては四千百二十七件で、対前年比二百七十件増加し二年連続で最多を更新しており、こうした救急需要が高まる中、一人でも多くの命を救うため、救急救命士の育成や技能の向上に努めるとともに、引き続き救急車の適正利用について周知してまいります。

消防団の体制強化につきましては、計画的に消防屯所の整備や消防ポンプ自動車の更新を行うとともに、火災をはじめ近年頻発する地震や風水害に対応できるよう団員の確保に努め、

組織の強化、地域防災力の向上を図ってまいります。

雪対策の推進につきましては、引き続き道路除雪の要となる機械除雪体制の確保と市民協働による地域ぐるみ除排雪体制の推進に努めてまいります。

また、消雪施設につきましては、老朽施設の改修に取り組むとともに、遠隔管理操作システムの活用などによる効率的な運転に努めてまいります。

交通安全対策の推進につきましては、児童生徒の通学路の安全な歩行空間を確保するため、引き続き、通学路交通安全プログラムに基づき、学校や警察等の関係機関と連携して定期的な合同点検を実施するほか、歩道や防護柵の設置等の必要な対策を着実に推進してまいります。

第四部 「自分らしく あなたらしく」

次に、「自分らしく あなたらしく」について申し上げます。

多様な価値観や違いを認め合う社会の形成につきましては、国や性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、地域の一員として、誰もが自分らしく暮らしていくことができるダイバーシティ社会の実現に向け、一人ひとりの個性や違いを認め合う意識を醸成するため、各団体や事業者と連携しながら取組を進めてまいります。

ジェンダー平等の推進につきましては、性別による固定的役割分担意識の解消や女性のキャリア形成を支援する取組を推進し、誰もが自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指してまいります。

社会保障の充実につきましては、国民健康保険事業の適正な運営において、現行の保険証が本年十二月で廃止となり、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることから、円滑な切替えに取り組んでまいります。

また、第三期保健事業実施計画・第四期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診の実施や、生活習慣病の発症及び重症化予防等の保健事業に積極的に取り組み、引き続き健康寿命の延伸や医療費の適正化に努めてまいります。

第五部 「寄り添い 支え合う」

次に、「寄り添い 支え合う」について申し上げます。

地域共生社会の実現に向けた体制づくりにつきましては、地域包括支援センターを一か所増やし六か所に拡充するほか、本市の重層的支援体制整備事業「いみず・みんなで・つながつと（good）事業」を実施し、庁内の横断的連携や庁外の関係機関と連携・協働しながら、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた一体的な支援を推進してまいります。

また、地域の身近な相談者として相談支援や見守り活動等を行っていた民生委員の情報共有や連絡方法をオンライン化し、活動負担の軽減及び連携体制の強化に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、第三次障がい者基本計画及び第七期障がい福祉計画・第三期障がい児福祉計画に基づき、障がい者の社会参加の機会が確保され、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるよう、引き続き必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援等の充実に向けて取り組んでまいります。

社会保障の充実及び高齢者福祉の推進につきましては、高齢者保健福祉計画・第九期介護保険事業計画に基づき、認知症高齢者やその家族への支援、介護人材の確保に取り組むほか、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を実施するなど、関係機関と連携を図り、計画に掲げる施策を着実に推進してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、富山福祉短期大学と協働し、新たに介護の魅力PR事業に取り組むなど、介護人材の確保に努めてまいります。

また、高齢化の進展による要介護認定者数の増加に対応するため、介護認定審査会に係る業務をデジタル化し、申請から認定までの期間短縮や認定業務の負担軽減等の効率化を図ってまいります。

市民病院における医療の質の向上と健全運営につきましては、射水市民病院経営強化プランに基づき、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、引き続き、関係機関との連携強化や医師・看護師等の確保、経営の効率化等に取り組み、患者一人ひとりに最適な医療を提供できるよう公立病院としての役割を果たしてまいります。

第六部「みつけて、みがく 知って、広める」

次に、「みつけて、みがく 知って、広める」について申し上げます。

観光の振興につきましては、能登半島地震の影響により、大きな打撃を受けている市内の飲食・宿泊等観光事業者を支援するため、三月補正予算において、観光協会が実施する県内宿泊者等を対象とした市内で使用できるクーポン券配布事業に対し補助するなど、国、県の支援事業と併せて、本市への誘客促進を図ってまいります。

道の駅周辺エリアの整備につきましては、先般、道の駅新湊等のリニューアルとその後の管理運営を行う民間事業者が優先交渉権者として選定されたところであり、令和七年度中のリニューアルオープンに向け、新湊農村環境改善センターを道の駅新湊の別館として改修するなど、周辺エリアの更なる魅力向上に向け、着実に事業を進めてまいります。

空き家対策の推進及び移住・二地域居住等の促進につきましては、移住希望者への情報発信、住まいや仕事に関する相談、移住後の定着支援など、移住や空き家利活用に関するサービスをワンストップで提供する移住・空き家トータルサポート業務を令和六年度後半から実

施する計画としており、本市が移住先として選ばれる都市となるよう、鋭意準備を進めてまいります。

第七部 「人と人 今と未来をつなぐ」

次に、「人と人 今と未来をつなぐ」について申し上げます。

多文化共生社会の形成につきましては、地域の日本人住民と外国人住民の交流の場となる多文化共生まちづくり交流会を開催するなど、引き続き互いの文化や価値観を理解し、共に暮らしやすい地域づくりを各種団体等と連携して取り組んでまいります。

また、外国人ヘルプデスクにおける多言語による情報提供と相談体制の充実に努めてまいります。

姉妹都市・友好都市との交流につきましては、本年七月に台湾台北市士林区からの訪問団を迎え、友好提携五周年記念式典を開催する予定としており、市民の皆様に友好都市である士林区を広くPRし、交流が広がる契機としてまいります。

また、姉妹都市である長野県千曲市及び北海道剣淵町との交流機会を増やすことにより、友好関係を更に深め、将来的な交流人口の拡大につなげてまいります。

協働・共創・市民参画の体制・仕組みづくりの推進につきましては、引き続き、地域活動を牽引する人材の育成に努めるほか、新たに「まちづくりラボ」を設置し、地域振興会をはじめ、NPO法人や各種団体など、まちづくりに関わる多様な団体の連携を促進し、ネットワークづくりを支援してまいります。

また、自治会アプリ結ネットの導入支援として、アプリを体験するワークショップを新たに開催するなど、自治会等の運営の効率化を図り、幅広く市民が地域活動に参画できるよう取組を進めてまいります。

活動拠点の整備につきましては、池多コミュニティセンターの改修に向け、実施設計に取り組んでまいります。

資源循環型社会の形成につきましては、老朽化が進行している衛生センターの長寿命化及び施設規模の適正化を図るため、今年度から二か年の継続事業として、基幹的設備改良工事に取り組んでいるところであり、令和七年三月の完成を目指し事業を進めてまいります。

野手埋立処分所の整備につきましては、今年度に実施しました基本設計を踏まえ、令和七年度からの整備に向け、実施設計に取り組んでまいります。また、昨年七月の大雨により被災した施設の災害復旧工事につきましても、迅速に対応してまいります。

カーボンニュートラルの実現につきましては、本市における温室効果ガスの削減目標や再生可能エネルギーの導入目標を掲げ、地球温暖化対策を計画的に推進するため、外部有識者の方々などで構成する策定検討会を設置し、地球温暖化対策実行計画区域施策編の検討を進めてきたところであり、今定例会にその素案を提出しております。今後、パブリック・コメント等による市民の皆様のご意見を踏まえ、本年六月の策定を目指し、引き続き作業を進めるとともに、計画に基づく施策を推進してまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、文化施設等の指定管理者及び射水市芸術文化協会等の関係団体と連携し、鑑賞や体験機会の充実を図るとともに、市民が主体的に活動できる環境の提供に努めてまいります。

また、本年八月に大島絵本館が開館三十周年を迎えます。引き続き、射水市絵本文化振興財団と連携し、本市特有の絵本文化の振興及び発信に努めてまいります。

文化財の保存と活用につきましては、放生津八幡宮祭の曳山・築山行事を含む山・鉾・屋台行事が、ユネスコ無形文化遺産への拡張提案として決定され、来月末までにユネスコ事務局へ提案書が提出される予定となっております。本市が誇る曳山・築山行事が世界に向けて発信され、世界中の人々にその魅力が伝えられることを願い、今後の審議の行方を見守ってまいります。

公共施設マネジメントの推進につきましては、公共施設及び未利用市有地等に関する民間提案事業で採用した提案者と事業化に向けた詳細協議を重ねております。

このうち、公共施設等のLED化や市庁舎の空調設備の省エネルギー化、旧太閤山保育園跡地における子ども・高齢者食堂を併設した学生アパートの建設など六件の提案につきましては、協議が整い次第、令和六年度から事業化を図ってまいります。

また、令和六年度の提案募集に当たりましては、未利用財産の利活用と併せて、地域課題の解決を図る提案を求めるなど、未利用財産の更なる有効活用に取り組んでまいります。

学校統合に伴う放生津小学校跡地の利活用につきましては、地域住民との意見交換等を行いつながり、公的利用と民間利用の幅広い視点で検討し、令和九年度からの利活用に向けた方

針策定に取り組んでまいります。

健全な行財政運営の推進につきましては、令和六年度から五年間を計画期間とする新たな定員適正化計画を策定したところであり、社会経済情勢の変化や災害対応、多様化・高度化する市民サービス等に應えるため、柔軟かつ効率的な組織体制を構築しながら、職員数の適正管理に努めてまいります。

また、第五次行財政改革大綱及び集中改革プランの進行管理を徹底し、社会変化に柔軟に対応しつつ、健全な財政基盤を堅持していくため、行財政改革を一層推進してまいります。

自治体DXの推進につきましては、射水市DXビジョンに掲げる市民が幸せを実感できる社会の実現に向けて、引き続き、富山県立大学DX教育研究センターとの共同研究をはじめ、民間事業者と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、国が推進する自治体情報システムの統一、標準化に向け、引き続きシステム調達の準備を進めるほか、業務用端末やネットワーク環境を見直し、更なる業務の効率化に努めてまいります。

さらには、今月から各種届出書や申請書を自動作成する窓口支援システムを導入し、「書か

ない窓口」の運用を開始したところであり、来庁された方々の負担軽減や所要時間の短縮など利便性の向上を図るとともに、事務の効率化につなげてまいります。

三 歳入予算の概要

次に、歳入予算のうち、主なものについてご説明申し上げます。

市税収入につきましては、個人市民税の定額減税や固定資産税の評価替えの影響により、対前年度比三・五パーセント減となる百四十五億八千八百二十七万四千円を計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税において、子ども・子育て政策に係る費目が新たに創設されることなどから、対前年度比八・六パーセント増となる九十一億五千四百万円を計上しております。

地方譲与税及び交付金につきましては、地方特例交付金において個人市民税の定額減税の減収分が全額補填されることから、対前年度比十二・九パーセント増となる三十六億二千五

百十九万四千円を計上しております。

国・県支出金につきましては、補助対象となる事業費に見合う額を見積り、合わせて対前年度比十五・一パーセント増となる八十三億一千六百十二万三千円を計上しております。

繰入金につきましては、公共施設建設等基金や合併地域振興基金をはじめ、ふるさと射水応援基金、介護保険事業特別会計などからの繰入れとして、九億四千五百十四万九千円を計上しております。

市債につきましては、総額で二十四億一千四百九十万円を計上しており、災害復旧費など投資的経費の増により、対前年度比三十六・八パーセントの増となっております。

四 その他の案件

次に、令和五年度補正予算案の概要について申し上げます。

まず、災害関連分として提出いたしました令和五年度一般会計補正予算（第八号）につき

ましては、能登半島地震による被災者支援をはじめ、災害廃棄物の処理や被災された家屋等の公費解体費用のほか、道路、市営住宅、都市公園等の復旧事業に係る経費を計上し、補正額は四億六百万円を増額するものであります。

次に、災害関連以外の補正につきましては、一般会計補正予算（第九号）では、指定寄附を活用した救急自動車の購入をはじめ、国の令和五年度補正予算を活用し、片口小学校プール改築事業及び新湊南部中学校空調設備改修事業や公園施設長寿命化対策事業に係る経費等のほか、事業費の確定等に伴う経費の精算を行うものであります。

補正額は、七億四千二百万円を増額し、予算総額を四百三十九億二百五十八万八千円とするものであります。

また、特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計など、五つの会計において二億三千百九万一千円を増額し、予算総額を三百五十五億七千三百八十三万九千円とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「ふるさと射水応援寄附条例の一部改正について」など二十三件を提出しております。

条例以外の議案につきましては、「市有財産の無償貸付について」など四件を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第七十九条の規定により、能登半島地震の災害復旧に係る一般会計補正予算（第七号）及び射水市市税条例の一部改正について専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるほか、地方自治法第一百八十条の規定による専決処分について報告するものであります。

以上、市政に対する所信の一端と、提出いたしました議案についてご説明を申し上げますた。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。